

個別事案に係る情報の取扱い等について

1 個別事案に係る情報の取扱いについて

(1) 守秘義務について

- 昇降機等事故調査部会の委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）には、国家公務員法上の守秘義務が課されている。
- 昇降機等事故調査部会においては、以下の理由により個別事案に係る情報については対外的に秘する必要がある。
 - ・ 審議の過程において、事実関係が訂正されることがあり、途中段階の議論を公開することにより事故の当事者の不利益になるおそれがある。
 - ・ 捜査に関わる情報を取り扱う場合がある。
 - ・ 公開により委員等の自由闊達な議論が妨げられるおそれがある。

(2) 対外的な対応

- 昇降機等事故調査部会の調査・検討過程における捜査情報を含む調査・検討内容及びその結果に関する問い合わせについては、国土交通省住宅局建築指導課において一元的に対応する。
- 昇降機等事故調査部会において調査・検討を行った事故発生の原因や再発防止対策のあり方等については、捜査に支障がないよう事前に調整した上で、報告書として公表する。

2 国家公務員法の守秘義務と訴訟上の証人となることの関係について

- 民事訴訟法上、公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、裁判所は、当該監督官庁の承認を得なければならぬとされており、民事裁判において証人となることを求められる場合には、事前に国土交通省にご連絡を頂き、調整することとする。

【参考条文】

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）

（秘密を守る義務）

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、所轄庁の長（退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長）の許可を要する。

3 前項の許可は、法律又は政令の定める条件及び手続に係る場合を除いては、これを拒むことができない。

4・5 （略）

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十一 （略）

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

十三～十八 （略）

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）

（証人義務）

第百九十条 裁判所は、特別の定めがある場合を除き、何人でも証人として尋問することができる。

（公務員の尋問）

第百九十一条 公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、裁判所は、当該監督官庁（衆議院若しくは参議院の議員又はその職にあった者についてはその院、内閣総理大臣その他の国务大臣又はその職にあった者については内閣）の承認を得なければならない。

2 前項の承認は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、拒むことができない。